

◎新潟県訓令第6号

本 庁
地 域 機 関

新潟県現場事務所等設置規程（昭和36年4月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から実施する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。	新潟県行政組織規則第5条の2の規定に基づき、次のとおり現場事務所等を設置する。
(1) (略)	(1) (略)
(2) 地域機関関係のもの	(2) 地域機関関係のもの
名 称 位 置	名 称 位 置
村上地域振興局地域 整備部三面分室 <u>村上市岩崩字雑木平1305番地1</u>	村上地域振興局地域 整備部三面分室 <u>村上市岩崩612番地118</u>
(略)	(略)
三条地域振興局地域 整備部笠堀分室 <u>三条市笠堀字川前162番地8</u>	三条地域振興局地域 整備部笠堀分室 <u>三条市大字笠堀字川前162番地20</u>
(略)	(略)
上越地域振興局地域 整備部正善寺分室 <u>上越市大字上正善寺字石原3359番地</u>	上越地域振興局地域 整備部正善寺分室 <u>上越市大字上正善寺3359番地</u>
(略)	(略)